

ポスト

令和7年8月28日  
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
  - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

関連リンク

SFSC 証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

EXPO 2025 首相官邸 大阪・関西万博  
特設ページ

## 「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案） に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「[「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）](#)」につきまして、令和7年5月12日（月曜）から令和7年6月13日（金曜）にかけて公表し、広く意見を募集したところ、約170先の個人・団体より、一部改正（案）に係るものとしては計468件の御意見をいただきました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

なお、類似の御意見は適宜要約しているほか、複数の事項に関する御意見をいただいた場合には、閲覧性の観点から項目ごとに分割する等の所要の整理を行っているため、御意見の記載順どりに掲載されていない場合がございますが、御了承願います。

また、このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

### 1. 改正の概要

保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案を踏まえ、顧客本位の業務運営と健全な競争環境の実現を図るほか、相次いで発覚している情報漏えい事案への対応を図るため、「保険会社向けの総合的な監督指針」について、所要の改正を行うものです。

具体的な改正の内容については、[別紙2](#)を御参照ください。

また、併せて[別紙3](#)及び[別紙4](#)の改正も行いますが、これについては、行政手続法第39条第4項第8号に定める「軽微な変更」に該当するため、同法に定める意見募集手続は実施していません。

### 2. 適用日等

改正後の監督指針は、本日から適用します。

- (別紙1) [📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2) [📄 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙3) [📄 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表：軽微な変更）](#)
- (別紙4) [📄 「保険会社向けの総合的な監督指針」別紙様式集の一部改正（新旧対照表：軽微な変更）](#)

### 問合せ先

- ▶ 電話受付  
受付時間：平日10時00分～17時00分  
電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ [ウェブサイト受付](#)

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

監督局保険課（庁内用5359、3863）

サイトマップ

金融  
庁に  
ついて

報道・  
広報

政策・  
審議会

法令・  
指針等

金融  
機関  
情報

国際  
関係  
情報

アクセ  
スFS  
A（広  
報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000